

宮城県優良住宅協会主催セミナーのご案内

2017年10月吉日

一般社団法人宮城県優良住宅協会

民法改正案が

建設業界・設計業界に与える影響

民法改正案のポイント

- ・第193回国会にて、平成29年5月26日、民法改正案が成立。6月2日公布。公布から3年以内に施行される。
- ・120年ぶりの大改正(債権法)
- ・「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に変わる
- ・各契約書式の見直しが必要に

◆日時と場所

2017年11月17日(金) 15:00~17:00

先着70名様

会場:新田東総合運動場宮城野体育館会議室(2階会議室)
仙台市宮城野区新田東4-1-1(TEL:022-231-1221)

◆講師:弁護士法人匠総合法律事務所 弁護士秋野 卓生氏

◆受講料:お一人様3,000円(税込み)・当日会場にてお支払いください

◆主催:一般社団法人宮城県優良住宅協会
仙台市若林区河原町1-2-45(TEL:022-797-7138FAX:022-342-0831)

お申し込みはFAXで

宮城県優良住宅協会事務局行(FAX:022-342-0831)

尚、お申込みを受付け後、「受講票」をお送りします。

会社名		申込者		役職	
住所	〒	TEL			
		FAX			
参加者名	役職	参加者名	役職		